令和８年（2026年）10月

# 急病診療所における
# 電子カルテシステム導入の概要

一般財団法人茨木市保健医療センター

## 電子カルテシステム導入の背景

・2025年12月8日付で、「医療法等の一部を改正する法律」が成立しました。
法律には「2030年12月31日までに電子カルテの普及率約100%」が明記されたことから、国からの指示があった場合に速やかに運用開始できるよう、先行して電子カルテシステムの導入を行うものです。

## 電子カルテシステム導入後の運用方針について

（1）電子カルテシステム導入後のカルテ運用方針について
カルテの運用については、基本的には国の指示があるまでの間（試用期間）は、従前どおり紙カルテでの運用を継続します。

（2）試用期間中のカルテ作成について
担当いただく医師の判断により、従来の紙カルテ、または端末を利用したカルテ作成のどちらかを選択いただきます。端末で作成された場合は印刷後に署名のうえで紙カルテとして保管します。

## 試用開始時期

令和8年11月からの試用開始を予定しています。

## 本説明会の動画について

本日のシステム操作説明会につきましては、動画を一定期間ホームページ上に保存し閲覧できるようにします。(閲覧用のアドレスは後日、通知します。)
また、診察室内の端末で説明会動画を閲覧できるようにするとともに、診察室内に操作マニュアルを常備することとします。